

ご存じですか？ 住宅取得の補助制度



町内で住宅を取得※1された人はいませんか？

町内で住宅を取得された人には、補助金が交付される場合がありますのでご紹介します。

※1 取得とは、住宅を新築または購入し所有権登記をすること、または増改築工事などをする事。

住宅取得に関する3つの補助金

- ・町内に親世帯などが住んでいる⇒
- ・特別指定区域内で住宅を取得した⇒
- ・対象となる地区計画区域で住宅を取得した⇒

- I. 親元近居住宅取得等支援補助金
- II. 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金
- III. 沿道活性化にぎわいづくり補助金

I. 親元近居住宅取得等支援補助金

町内出身者などの子世帯が住宅の取得などを行い、親世帯の近くに住む場合に補助します。

■補助内容 18万円分の稲美町共通商品券の交付

■補助対象者 主な要件は、下記の1～3です。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

1. 交付申請日において、親世帯などが町内に5年以上継続して居住している人
2. 交付申請日において、子世帯全員が補助対象住宅の所在地に居住・住民登録していること
3. 町税などの滞納がない人 など

■対象となる住宅・工事 次の①～④のいずれかに該当し、要件を満たすもの

- ①新築住宅
- ②中古住宅
- ③増改築工事
- ④リフォーム工事

■申請期間 住宅の取得または転入・転居から1年以内

II. 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金

集落が特別指定区域の指定を受けてから5年以内に、その区域で住宅を取得した場合に補助します。

■補助内容 18万円分の稲美町共通商品券の交付

■補助対象者 主な要件は、下記の1～3です。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

1. 指定区域内で住宅などを取得した人（増築、法人を除く）
2. 補助対象住宅の所在地に居住・住民登録している人
3. 町税などの滞納がない人 など

■対象地区 ①野寺地区、②中一色地区、③幸竹地区、④和田地区、⑤西和田地区、⑥百丁場地区

注) ①～③は令和3年6月まで、④は令和5年7月まで、⑤・⑥は令和7年1月までに建築基準法による完了検査を受けた住宅が補助対象となります。

III. 沿道活性化にぎわいづくり補助金

地区計画区域内で令和12年9月17日までに、住宅などを建築し、建築基準法による完了検査を受けた場合に補助します。

■補助内容 住宅：18万円分の稲美町共通商品券の交付

住宅以外（店舗など）：固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額の2分の1を3年間補助

■補助対象者 住宅：補助対象住宅の所在地に居住・住民登録している人（増築、法人を除く）

住宅以外（店舗など）：自ら事業を行うために店舗などを新築・増改築した人（法人を含む）

■対象地区 ・旧母里村役場跡周辺地区
・旧加古村役場跡周辺地区

※それぞれの補助金を重複して受けることはできません。

定例会が開催されます

町議会では、住みよいまちづくりを目指し、予算や条例の審議をはじめ、行政に対する一般質問をしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者の定員を6人に制限しています。

第262回 定例会日程（予定）

と き	予定されている主な内容
6月4日(金) 9:30～	議案の提案理由の説明
6月16日(水) 9:30～	一般質問
6月17日(木) 9:30～	一般質問
6月21日(月) 9:30～	議案に対する質疑・討論・表決

議会開催時の生中継と録画放送が、インターネットを利用してパソコンやスマートフォンなどで視聴できます。

詳しくは、町ホームページの「稲美町議会」「議会映像インターネット配信」をご覧ください。



問合先 議会事務局
☎492-9147

▲稲美町議会映像
インターネット配信

6月17日(木)に緊急地震速報の訓練を実施します

消防庁では、6月17日(木)10:00頃に全国一斉の緊急地震速報による訓練を予定しています。

これにあわせて、稲美町でも全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報を、防災行政無線及びいなみ安心ネットを通じて住民の皆さんに伝達します。

緊急地震速報を見聞きしてから地震発生までは、ごくわずかな時間しかありません。この機会に机の下に入るなどの身を守る行動や避難所の場所、家族との連絡方法などを確認しましょう。



姿勢を低く! (しゃがむ) **体・頭を守って!** (隠れる) **待つ!** (揺れが収まるのを待つ)

問合先 危機管理課 消防係 ☎492-9168

狩猟免許等取得支援補助金が創設されました!

地域の有害鳥獣の駆除に取り組む人を対象に、狩猟免許を取得する場合に、費用の一部を補助します。詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、産業課までお問い合わせください。

【補助額】 最大5万円

【補助対象費用】 初心者講習受講料、免許申請手数料、診断書料、登録手数料など

【問合先】 産業課 ☎492-9141

令和3年度狩猟免許試験のご案内

兵庫県では、今年度も次のとおり狩猟免許試験を実施します。

【狩猟免許とは】 狩猟期間中にシカやイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するために必要な資格です。

また、県や市町の許可を受けて実施する有害鳥獣捕獲にも原則必要です。

【狩猟の楽しみと公益性】 狩猟は、ハンティングや料理を楽しむという魅力のほか、農林業被害を与える野生動物の生息頭数を適正に管理するという公益性も兼ね備えています。

【免許の種類】 ・網猟(主に鳥類) ・わな猟(獣類のみ) ・第一種銃猟(装薬銃、空気銃) ・第二種銃猟(空気銃)

【試験内容】 1次試験(知識・適性)、2次試験(技能)

【試験の日程と場所】

1回目 ◇申込期限 6月18日(金)

◇試験日及び開催地

7月17日(土) 姫路市

7月23日(金・祝) 神戸市

8月1日(日) 洲本市・養父市※

8月9日(月) 神戸市

※洲本市・養父市は「わな猟試験」のみ実施

2回目 ◇申込期間 7月19日(月)～8月11日(水)

◇試験日及び開催地

9月6日(月) 姫路市

9月11日(土) 三田市

9月19日(日) 姫路市

9月23日(木・祝) 神戸市

【問合先】 各県民局・県民センター森林課

兵庫県庁農政環境部鳥獣対策課 ☎078-362-3463